

日本フランス語フランス文学会東北支部規約

第1条（名称） 本支部は、日本フランス語フランス文学会（以下「本会」と略記する）東北支部と称する。

第2条（事務局） 事務局は、運営委員会が責任を負い、原則として支部長の所属校におく。

第3条（目的） 東北地区におけるフランス語フランス文学の研究と教育の発展並びに普及に寄与し、あわせて会員相互の連絡・親睦を図る。

第4条（会員） 原則として、本支部会員は東北地区に居住または勤務し、本会の会員である者とする。支部会員は正会員・学生会員・賛助会員の3種とする。ただし、支部のみの所属も認める。

第5条（役員） 本支部に次の役員をおき、その任務を次のように定める。

1. 支部長 1名
支部の事業を統括し、支部を代表する。
2. 支部代表幹事 1名
支部の代表として本会幹事会において支部の意見を反映し、その審議・評決に加わる。また支部長を補佐する。
3. 運営委員 3名
支部長・代表幹事とともに支部の運営にあたる。
4. 委員会委員 若干名
本会会則第24条に定められた委員会の活動に参加する。
5. 監査 2名
支部の会計を監査する。

第6条（選任と任期） ① 役員は総会において選出するものとする。選出方法は運営細則の定めるところによる。

② 役員の任期を以下のように定める。

1. 支部長の任期は2年とし、再任はできない。
2. 支部代表幹事の任期は2年とし、再任はできない。
3. 運営委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、3選できない。また、本会の委員会委員との兼任を妨げない。
4. 上記役員に欠員が生じた場合は、運営委員会の判断する方法により、速やかに欠員を補充する。その場合の任期は、前任者の残余期間とし、その期間は次期の役員選出時にカウントしない。
5. 本会に推薦する委員会委員の任期は、委員会それぞれの内規によるものとする。
6. 監査の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、3選できない。

第7条（事業） 本支部は次の事業を行なう。

1. 支部大会・討論会・研究会・講演会等の開催・後援。
2. 支部会報その他の発行。
3. その他、本支部の目的に沿う事業。

第8条（機関の種類） 本支部に次の機関をおく。

1. 総会
2. 運営委員会

第9条（総会） ① 支部総会は、本支部最高の議決機関として、運営委員会によって指名された議長の主宰のもとに、役員を選任、事業の方針、予算・決算など、会務の重要事項を審議する。

- ② 支部総会は支部長が招集し、原則として年1回支部大会時に開催する。
- ③ 支部総会の議決は、出席会員の3分の2以上の同意をもって成立する。

第10条（運営委員会） ① 運営委員会は、支部規約および総会の議にそって、支部の運営にあたる。

- ② 運営委員会は、支部長・支部代表幹事・運営委員をもって構成する。
- ③ 運営委員会は、支部長がこれを招集する。

第11条（会費および会計） ① 支部会員は、本会会則第11条に従い、所定の会費を納入しなければならない。

- ② 会計年度は4月1日にはじまり、翌年の3月31日に終わる。
- ③ 会計報告は会計監査を経て、各支部会員へ通知する。

第12条（規約の変更） 本規約の変更は総会の議決による。

- 付則 この規約は2002年6月3日より施行する。
付則 この規約は2012年6月4日より施行する。
付則 この規約は2014年11月15日より施行する。
付則 この規約は2017年4月1日より施行する。

運営細則

第1条（役員を選任） ① 役員は本支部の正会員及び学生会員で、同時に本会の会員である者のなかから選出する。

- ② 本支部規約第5条に記された順に選出する。
- ③ 支部長、支部代表幹事、運営委員の選出は総会出席者の投票によるものとする。
- ④ 運営委員会はこれらの役員の候補者を総会に推薦することができる。
- ⑤ ①に定められた会員はこれらの役員に立候補することができる。
- ⑥ 候補者の数が役員の定数と一致する時は投票を省略することができる。
- ⑦ 投票による場合は、支部長、支部代表幹事については1名单記、運営委員については3名連記とする。
- ⑧ 得票多数の者をもって当選者とする。上位者の得票が同数であるときは、決選投票を行ない上位得票者を当選者とする。
- ⑨ 委員会委員及び監査については、運営委員会の推薦に基づき総会で選任する。
- ⑩ 支部役員の発令は当該役員選任後の本会春季総会の翌日付けとする。

第2条 運営委員は、総会において選任する。

第3条 支部のみに属する会員は、会費（年額正会員 2000 円、学生会員 1000 円）を支部事務局に納入しなければならない。